

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
1	医療介護連携体制整備事業	県医師会	医療介護連携体制整備に係る次の経費 賃金(給与、社会保険料、交通費)、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、委託料、負担金、補助及び交付金	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第11-1号 様式第11-2号 様式第11-3号 様式第11-4号(予算書)	様式第11-5号 様式第11-6号 様式第11-7号 様式第11-8号(決算書)
2	かかりつけ医認定事業	県医師会	かかりつけ医認定事業に要する次の経費 賃金(給与、社会保険料、交通費)、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第12-1号 様式第12-2号 様式第12-3号 様式第12-4号(予算書)	様式第12-5号 様式第12-6号 様式第12-7号 様式第12-8号(決算書)
3	早期退院・地域定着のための連携強化事業	精神科病院	早期退院・地域定着のための連携強化事業に要する次の経費 報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、燃料費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料	1病院当たり100,000円	10/10 以内	様式第14-1号 様式第14-2号 様式第14-3号 様式第14-4号(予算書)	様式第14-5号 様式第14-6号 様式第14-7号 様式第14-8号(決算書)
4	医院継承バンクの設置	県医師会	医院継承バンク事業に要する次の経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第16-1号 様式第16-2号 様式第16-3号 様式第16-4号(予算書)	様式第16-5号 様式第16-6号 様式第16-7号 様式第16-8号(決算書)
5	救急勤務医支援事業	二次救急医療機関	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 (医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているものに限る。)	1人1回当たり 休日(日中) 4,523円 夜間 6,220円 (注) 基準額の算出に当たっては、別紙1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	1/3 以内	様式第17-1号 様式第17-2号 様式第17-3号 様式第17-4号(予算書)	様式第17-5号 様式第17-6号 様式第17-7号 様式第17-8号 様式第17-9号(決算書)
6	新人看護職員研修事業	病院等	別紙2のとおり	別紙2のとおり	1/2 以内	様式第25-1号 様式第25-2号 様式第25-3号 様式第25-4号 様式第25-5号 様式第25-6号(予算書)	様式第25-7号 様式第25-8号 様式第25-9号 様式第25-10号 様式第25-11号(決算書)
7	看護師等養成所運営事業	看護師等養成所	別紙3のとおり	別紙3のとおり	10/10 以内	様式第26-1号 様式第26-2号 様式第26-3号 様式第26-4号 様式第26-5号 様式第26-6号 組織図 様式第26-7号(予算書) 委託契約書写し(対象経費に委託料が含まれる場合に限る。)	様式第26-8号 様式第26-9号 様式第26-10号 様式第26-11号 様式第26-12号 様式第26-13号 組織図 様式第26-14号(決算書) 委託契約書写し(対象経費に委託料が含まれる場合に限る。)
8	院内保育運営事業	病院、診療所の開設者	院内保育施設の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	別紙4のとおり なお、実施主体が、医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(昭和26年8月22日厚生省告示第167号)に規定された者のうち、日本赤十字社又は社会福祉法人恩賜財団済生会に該当する場合は、算定された基準額等に対し、0.9を乗じる調整を行う。 【別紙4の改正は添付のとおり】	2/3 以内 (C-1型・C-2型・C-3型は1/3以内)	様式第27-1号 様式第27-2号 様式第27-3号 様式第27-4号 様式第27-5号 様式第27-6号 様式第27-7号 様式第27-8号(予算書) 院内保育施設の保育料金が規定された規則等 委託契約書写し(院内保育事業を委託した場合に限る。)	様式第27-9号 様式第27-10号 様式第27-11号 様式第27-12号 様式第27-13号 様式第27-14号 様式第27-15号 様式第27-16号(決算書) 委託精算書(院内保育事業を委託した場合に限る。)
9	小児救急医療拠点病院運営事業	津山中央病院	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	1か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1)35,926千円×運営月数/12 (2)夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 3,520千円×運営月数/12	10/10 以内	様式第28-1号 様式第28-2号 様式第28-3号 様式第28-4号(予算書)	様式第28-5号 様式第28-6号 様式第28-7号 様式第28-8号 様式第28-9号(決算書)
10	訪問看護総合支援センター事業	県看護協会	訪問看護総合支援センター事業に係る次の経費 賃金(給与、社会保険料、交通費)、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10 以内	様式第30-1号 様式第30-2号 様式第30-3号 様式第30-4号(予算書)	様式第30-5号 様式第30-6号 様式第30-7号 様式第30-8号(決算書)
11	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	(1)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能へ転換する際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能へ転換する病床1床当たり 9,000千円	1/2 以内	様式第31-1号 様式第31-2-1号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-1号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図(各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真
			②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費	1施設当たり 上限額 10,800千円			
			(2)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が病棟・病室を他の用途(機能転換以外)へ変更するために要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①病棟・病室の改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、一般病床又は療養病床のうち、同一病院(又は同一診療所)内にあり、病床を削減するほか病棟・病室以外への転換を図ることが合理的であると考えられるもの又は、地域医療構想調整会議において、その病床削減の合意を得たもの ②変更後の用途に要する設備整備費又は備品購入費	地域医療構想の達成に向け、病棟・病室を他の用途(機能転換以外)へ変更するに伴い削減する一般病床又は療養病床1床当たり ①鉄筋コンクリートの場合 5,022千円 ②ブロックの場合 4,377千円 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない			

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
11	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	(3)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小の際に要する費用 ①不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用について対象	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-3号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-3号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 固定資産台帳 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真
			②不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る1件あたり100万円以上の損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもので、地域医療構想公示日までに取得（契約）したもので、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)解体、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」） ①建物については、解体又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、解体又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）について対象 ②医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）で、「有姿除却」は対象としない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-4号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-4号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 特別損失等の金額とその明細を証する資料（財務諸表の写し等） 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真
			③早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床の削減を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)対象となる費用 地域医療構想の達成に向けた機能転換や一般病床又は療養病床の削減に伴い退職する職員の退職金の割増相当額 上限額 6,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-5号 就業規則等の写し 様式第31-3号(予算書)	様式第31-4号 様式第31-5-5号 就業規則等の写し 退職金計算書 新旧社員名簿 離職証明書等書類 様式第31-6号(決算書)
			(4)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、異なる開設者の複数の医療機関が統合する場合において二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するために要する費用及び医療機関が統合に合わせて一般病床又は療養病床を削減する場合に、事業縮小の際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備する 病床1床当たり 9,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-1号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-1号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真
			②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費	1施設当たり 上限額 10,800千円			
			③不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもので、不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用について対象 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-3号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-3号 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真
④不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る1件あたり100万円以上の損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）	(1)地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもので、地域医療構想公示日までに取得（契約）したもので、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)解体、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」） ①建物については、解体又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）について対象 ②医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）で、「有姿除却」は対象としない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-4号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-4号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 特別損失等の金額とその明細を証する資料（財務諸表の写し等） 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真			

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
11	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	⑤早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	(1)地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)対象となる費用 地域医療構想の達成に向けた機能転換や一般病床又は療養病床の削減に伴い退職する職員の退職金の割増相当額 上限額 6,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-5号 就業規則等の写し 様式第31-3号(予算書)	様式第31-4号 様式第31-5-5号 就業規則等の写し 退職金計算書 新旧社員名簿 離職証明書等書類 様式第31-6号(決算書)
12	岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業	県看護協会	地域包括ケア関係認定看護師の養成に要する経費（賃金、需用費、役務費、助成金）	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第39-1号 様式第39-2号 様式第39-3号 様式第39-4号(予算書)	様式第39-5号 様式第39-6号 様式第39-7号 様式第39-8号(決算書)
13	産科医等育成・確保支援事業	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所	分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当） 臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当）	1分娩当たり10,000円 研修医1人1月当たり50,000円	1/3以内	様式第40-1号 様式第40-2号 様式第40-3号(予算書) 就業規則または雇用契約の写し	様式第40-4号 様式第40-5号 様式第40-6号(決算書) 手当等の支給調書 就業規則または雇用契約の写し
14	小児救急医療支援事業	県南西部圏域代表市（倉敷市）	小児救急医療支援事業への運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	1 救急医療圏域当たり（常勤の体制） ・休日A、休日B及び夜間 26,310円×診療日数 ・休日C 13,150円×診療日 ・夜間加算 （労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又125/100以上））を手当している場合に限る。当直料は対象にならない。） 19,782円×診療日数 （オンコール体制） ・医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 13,570円×診療日数 *診察日の設定方法については別紙6のとおり	2/3以内	様式第41-1号 様式第41-2号 様式第41-2号の1 様式第41-3号 様式第41-4号(予算書)	様式第41-5号 様式第41-5号の1 様式第41-6号 様式第41-7号 様式第41-8号 様式第41-9号(決算書)
15	周産期緊急搬送補助システム「iPicss（アイピクス）」活用及び他分野への導入効果検証事業	岡山大学	周産期緊急搬送補助システム「iPicss（アイピクス）」活用及び他分野への導入効果検証事業に要する次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第48-1号 様式第48-2号 様式第48-3号 様式第48-4号(予算書)	様式第48-5号 様式第48-6号 様式第48-7号 様式第48-8号(決算書)
16	岡山県感染管理エキスパートナース育成事業	県看護協会	岡山県感染管理エキスパートナース育成事業に係る次の経費 賃金（給与、社会保険料、交通費）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第51-1号 様式第51-2号 様式第51-3号 様式第51-4号(予算書)	様式第51-5号 様式第51-6号 様式第51-7号 様式第51-8号(決算書)
17	ICTを活用した岡山県循環器病対策のための医療連携ネットワークの構築	循環器病の急性期機能を有する医療機関	医療関係者間コミュニケーションアプリの導入に係る次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費	上限額 5,335千円	1/2以内	様式第52-1号 様式第52-2号 様式第52-3号(予算書)	様式第52-4号 様式第52-5号 様式第52-6号(決算書)
18	子ども虐待への対応が可能な医師の養成事業	岡山県児童虐待対策協議会	子ども虐待への対応が可能な医師の養成事業に係る次の経緯 （報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10以内	様式第53-1号 様式第53-2号 様式第53-3号 様式第53-4号(予算書)	様式第53-5号 様式第53-6号 様式第53-7号 様式第53-8号(決算書)

※第7、8欄の「予算書」「決算書」は、当該事業に関する部分の抄本を添付すること。

全ての事業に関し、第7欄の申請添付書類として、暴力団等排除措置に係る誓約書及び役員等名簿（事業実施主体が国・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・地方公共団体・地方独立行政法人・公立大学法人・地方公社及び本県が出資・出せんしている法人等を除く。）並びに岡山県税の完納証明書（補助金交付申請書到達日前3ヶ月以内のもの）を添付すること。